

大森の湯回数券・会員券をお持ちのお客様へ

松江市宍道町上来待206-5
株式会社きまち湯治村
松江市観光施設課

大森の湯回数券・会員券の払い戻しのお知らせ

平素は大森の湯をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨年秋、大森の湯の屋根や梁の木材の腐朽（ふきゅう）が確認されたため、令和2年11月29日から急きょ温泉施設の利用を停止し、調査を実施し現在に至っております。

施設をご利用の皆様にはご不便をおかけしており深くお詫び申し上げます。

今後は、地元や関係者の皆様と協議を行う中で、大森の湯エリア一帯の総合的なコンセプトなども検討し、市として方針を決定します。

つきましては、今後も利用できない期間が見込まれるため、大森の湯回数券及び会員券の払い戻しを下記のとおり行いますのでご案内いたします。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

回数券について

【払い戻し窓口】大森の湯受付

【払い戻し金額】

回数券の枚数に応じて払い戻しをいたします。

回数券の購入年月及び種類により金額が異なりますので、詳しくは大森の湯受付までお問い合わせください。

なお、回数券をいろいろ茶屋の食事券として使用できますので、詳しくは大森の湯受付までお問い合わせください。

【払い戻し受付期間及び時間】

令和3年9月1日～令和5年3月31日（火曜日、12月31日、1月1日を除く）

○ 令和3年9月1日～9月30日：9時～17時

○ 令和3年10月1日～令和5年3月31日：9時～12時

会員券について

会員券をお持ちの方には、別途大森の湯からご連絡を致します。

【問い合わせ先】

大森の湯受付 電話番号 0852-66-9600

（お問い合わせ受付時間は、上記【払い戻し受付期間及び時間】と同様です。）